



島根県報

令和2年7月17日(金)
号外 第91号
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

道路の区域の変更（2件）	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(〃)	4

告示

島根県告示第471号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	191号	益田市匹見町道川イ 1078番3地先から同地 先まで	前	メートル 18.60～ 25.40	メートル 176.60	益田県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	18.60～ 37.20	176.60		
県道	稗原木次線	雲南市三刀屋町高窪 1391番8地先から同 1204番3地先まで	前	4.67～ 42.64	881.30	雲南県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅
			後	4.67～ 42.64	881.30		
〃	木次横田線	仁多郡奥出雲町郡891番 8地先から同872番1地 先まで	前	12.20～ 18.10	44.70	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	12.88～ 18.29	44.70		
〃	津和野田万 川線	鹿足郡津和野町田二穂 1番3地先から同1057 番1地先まで	前	6.50～ 11.99	299.87	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	災害防除工事 拡幅及び減幅 土地所有者へ返還
			後	11.95～ 39.90	299.87		

島根県告示第472号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川内 280番地先から同279番 1地先まで	前	メートル 9.80～ 17.90	メートル 33.00	県央国土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	9.80～ 20.90	33.00		

島根県告示第473号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	横田多里線	仁多郡奥出雲町大呂1996番100地先から同1996番2地先まで	メートル 80.00	令和2年 7月17日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
〃	〃	仁多郡奥出雲町大呂1996番44地先から同地先まで	28.85	令和2年 7月17日		
〃	国賀海岸線	隱岐郡西ノ島大字浦郷字マムシ谷1344番2地先から同大字字六本松1132番2地先まで	137.14	令和2年 7月17日	隱岐支庁県土整備局	